

令和8年分 年末調整(キャッシュレス納付含む)説明会を開催

令和8年分年末調整説明会を開催します。あわせて、源泉所得税のキャッシュレス体験コーナーも設置します。説明会の参加には予約が必要です。開催日前日の午後

5時までに電話で下記の問い合わせ先に連絡してください(土・日・祝日を除く)。※申込状況等により、ご希望に添えない可能性があります。ご了承ください。

〒宇治税務署法人課税第1部門(☎0774-44-4457)

開催日時	開催場所	定員
11月17日(火) ▶第1部 午前10時～正午 ▶第2部 午後1時30分～3時30分	文化パルク城陽 ふれあいホール (城陽市寺田今堀1番地)	各回150人 (参加無料)

税の証明書の窓口交付には 本人確認書類が必要です

第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的として、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

交付申請時には、右の①、②、③のうちいずれかの本人確認資料(郵送での請求の場合は写し)を持参してくだ

さい。

- ①マイナンバーカード、免許証等の官公庁が発行した顔写真付証明書を1点
- ②資格確認書、介護保険証、年金手帳等のうち2点
- ③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点

〒税務課市民税係(☎983-2164)

税に関する小学生の絵画展

11月11日(水)～17日(火)の「税を考える週間」に合わせて「税金でつくられているもの」をテーマに市内小学生が描いた絵画を展示します。

- 期間 11月11日(水)～17日(火)
※11日(水)は文化センター休館日のため入館できません。
- 場所 文化センター1階ロビー

〒税務課市民税係(☎983-2164)

市税・国保料

納付は口座振替のご利用を

固定資産税・都市計画税(第4期分)・国民健康保険料(第6期分)の納期限は11月30日(月)です。納期限までに取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、auPAY、d払い、FamiPay、AEON Pay、PayB、楽天ペイ等)、eLお支払サイト(※)、

市役所で納付してください。

※eLお支払サイトでは市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の税目に限り、納付いただけます。詳しくは右記二次



市ホームページ

元コードから。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日までに同依頼書を提出すると、その

翌月以降の納期分から引き落としします。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

〒市税に関すること＝税務課市民税係(☎983-2481)、
国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係(☎983-2962)

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の 保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・離職時点65歳未満
- ・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載されている離職年月日と離職理由コードで確認できます(離職理由コードは右記の二次元コードから確認できます)。



■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度

額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間
(例) 令和7年3月31日～令和8年3月30日に失業した人

国保料＝離職日翌日の属する月から令和9年3月まで

高額療養費負担限度額＝離職月の翌月から令和9年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの マイナンバーカードまたは資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

その他の失業者の 保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険

を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの マイナンバーカードまたは資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見書により最大6カ月まで延長可)

■要件

①世帯主と国保加入者全員の預貯金合計額が、生活保護基準額に1000分の1155を乗じた額の3カ月分以下で、かつ国保加入者全員の申請月の過去3カ月の収入平均が、同

月の生活保護基準額に1000分の1155を乗じた額の平均値に、世帯の医療費自己負担限度額を加算し、その額に1000分の1155を乗じた額以下となる場合

②世帯主または被保険者が、り災により重大な損害を受け、死亡もしくは重篤な負傷を被った場合

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、資格確認書、加入者全員の収入状況等を証明できる書類(給与支払証明書等)、通帳全て、家賃がわかるもの(賃貸のみ)

高額医療費貸付金

国保加入者が医療機関で1カ月に支払う一部負担金が多く高額療養費が発生する場合、高額療養費が支給されるまでの間、その金額を貸付します。

※貸付金の償還は、高額療養費の充当により行います。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、資格確認書、医療費の請求書

▶労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力を

国民健康保険の医療費は加入者の保険料等で賄われています。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診することで医療費の適正化につながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険で柔道整復師(整骨院・接骨院)による 施術を受けられる人へ

柔道整復師による施術は、保険給付対象になるものとならないものがあります。保険給付対象とならない施術を受けた場合には健康保険は使えませんので、ご注意ください。



保険が使えるとき

- ▶外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等)
- ▶医師の同意がある場合の骨折・脱臼
- ▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には、医師の

同意が必要)

保険が使えないとき(全額自己負担)

- ▶単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり・腰痛
- ▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労
- ▶脳疾患後遺症等の慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ▶保険医療機関(病院・診療所等)で同じ負傷等の治療中のもの

〒国保医療課国保年金係(☎983-2962)